

横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザルの概要

1 趣旨

新市立病院新築工事基本設計業務の実施には、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力が必要である。また、昨今の恒常的建設費の高騰に対し、質の高い建築物を病院経営の観点も含め、適正な建設費で整備するための資質を有した事業者の選考が重要である。

本要領は、このような能力を有し、新市立病院新築工事基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選考するために必要な事項を定める。

2 業務概要

後日配布する「横須賀市新市立病院建設計画概要」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、後日公開する「横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務特記仕様書」等によるものとする。

(1) 委託業務名称

横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和2年11月30日（月）まで

(3) 発注者

横須賀市 横須賀市長 上地 克明

(4) 業務委託費

金 190,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第5条第2項に基づく競争入札参加有資格者名簿（業務委託）に、業種「建築設計」営業種目「建築設計」で業者名が登録されている者であること。所在区分は、市内、準市内及び市外に該当すること。また、参加については、業者ごとに1チームのみとすること。ただし、官公需組合（以下「組合」という。）が参加した場合、組合に所属する組合員は、組合のチーム以外には参加できないこととする。

(3) 次のいずれかに該当する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。

ア 旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く

- ウ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第 381条第 1 項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者
- (4) 横須賀市指名停止等措置規則（平成22年横須賀市規則第23号）に基づく指名停止期間中でないこと。
 - (5) 建築士法（昭和25年法律第 202号）第23条の 3 第 1 項の規定による一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
 - (6) 建築士法第26条第 2 項の規定による建築士事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
 - (7) 新市立病院設計事業者選考委員会の委員が役員若しくは顧問として関係する営利法人その他の営利組織及び該当組織に所属していないこと。

4 参加者の条件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 日本国内の病院のうち、一般病床が 300床以上の病院の新築又は改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を元請として、平成21年度以降に 2 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者。なお、設計業務とは、基本設計及び実施設計までの（建築及び建築設備設計を含む）業務をいう。
 - (2) 延べ面積10,000㎡以上の免震構造の建築物（建築物種別を問わない）の新築又は改築（一部を除く）の基本設計を含む設計業務を元請として、平成21年度以降に 1 件以上受託し、かつ履行した実績を有する者であること。
 - (3) 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士10名以上が在籍する事務所であること。
 - (4) (1) の設計業務において、総括的な立場又は建築（意匠）担当主任技術者として実績を有する一級建築士を、本業務が完了するまで、管理技術者として配置できる者であること。また、その者は参加者の組織に所属し、3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (5) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。
管理技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
意匠主任技術者：建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
構造主任技術者：建築士法第10条の 2 の 2 に規定する構造設計一級建築士
電気設備主任技術者：建築士法第10条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士
又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
機械設備主任技術者：建築士法第10条の 2 の 2 に規定する設備設計一級建築士
又は同法第 2 条第 5 項に規定する建築設備士
- ※管理技術者、意匠主任技術者、構造主任技術者、電気設備主任技術者、機械設備主任技術者は、各 1 名とするが、管理技術者と意匠主任技術者は兼務できるものとする。

5 業務受託者特定までの流れ

- (1) 上記 3、4 の要件をすべて満たす参加者が参加表明書を提出する。
- (2) 参加表明をした者の参加資格要件を確認し、参加資格確認結果を通知する。
- (3) 要件を満たした参加者の中から、一次審査にて、提出された資料等の内容により一次審査通過者 5 者程度を選考する。一次審査通過者には、技術提案の要請を通知する。
- (4) 技術提案書を受け付けた後、二次審査にてヒアリングを実施し、最優秀者及び優秀者を特定する。

- (5) 最優秀者を本業務の業務委託候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。
ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の業務委託候補者とする。
- (6) その他、不測の事態が生じた場合は、新市立病院設計事業者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の判断により、協議の上決定する。

6 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- (1) 令和元年12月25日（水）・・・ プロポーザルの公告
- (2) 令和2年1月7日（火）・・・ 質疑締切（午後5時まで）
- (3) 令和2年1月10日（金）・・・ 質疑回答
- (4) 令和2年1月14日（火）・・・ 参加表明書受付締切（午後5時まで）
- (5) 令和2年1月17日（金）・・・ 一次審査、一次審査結果の通知、技術提案の要請
- (6) 令和2年1月24日（金）・・・ 技術提案書作成にかかる質疑締切（午後5時まで）
- (7) 令和2年1月29日（水）・・・ 技術提案書作成にかかる質疑回答
- (8) 令和2年2月13日（木）・・・ 技術提案書受付締切（午後5時まで）
- (9) 令和2年3月5日（木）・・・ 二次審査、業務委託候補者の特定
- (10) 令和2年3月6日（金）・・・ 二次審査結果の通知
- (11) 令和2年3月初旬・・・ 契約締結

7 手続等に関する事項

(1) 資料

ア 公告時に配付する資料

- ・横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
- ・横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務特記仕様書
- ・評価項目一覧表（一次審査用）
- ・プロポーザル様式集（一次審査用：様式1～6）
- ・技術提案書作成要領
- ・評価項目一覧表（二次審査用）
- ・参加辞退届（様式7）
- ・プロポーザル様式集（二次審査用：様式8～12）

イ 配付場所：公告にて掲載する。

ウ 配付期間：令和元年12月25日（水）から令和2年1月14日（火）まで

※土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時まで

(2) 参加表明にかかる質問書の受付及び回答

ア 受付期限：令和2年1月7日（火）午後5時まで

イ 受付場所：公告にて掲載する。

ウ 提出書類：質問書（様式6）

エ 提出方法：公告にて掲載する。

オ 回答方法：令和2年1月10日（金）より横須賀市ホームページ上にて回答を公開する。

※技術提案書に関連する又は関連すると思われる質問については回答しない。

(3) 参加表明書の受付

ア 受付期間：令和元年12月25日（水）から令和2年1月14日（火）まで

※土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く午前9時から午後5時まで

※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。

イ 受付場所：公告にて掲載する。

ウ 提出書類：参加表明書（様式1）、様式2から様式5 - 2まで及び必要添付書類

エ 提出部数：各1部

オ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと）

(4) 一次審査結果通知書の交付及び技術提案書提出の要請

7（3）で受けた参加表明書により資格確認を行い、参加資格を有すると認められた者に対する一次審査を行う。一次審査通過者に、技術提案要請書を送付する。

（令和2年1月17日付けでメール及び郵送にて）

(5) 技術提案書作成にかかる質問書の受付及び回答

ア 受付期間：令和2年1月20日（月）から令和2年1月24日（金）まで

（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

イ 受付場所：公告にて掲載する。

ウ 提出書類：技術提案書作成に関する質問書（様式12）

エ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

オ 回答方法：令和2年1月29日（水）より横須賀市ホームページ上にて回答を公開する。

(6) 技術提案書の受付

後日公開する横須賀市新市立病院新築工事基本設計業務委託公募型プロポーザル技術提案書作成要領による。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された参加者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに申し出ること。

8 業務委託候補者の選考に関する事項

業務委託候補者の選考は、選考委員会による。

(1) 選考委員会

選考委員会の委員は、5人以上をもって組織する。

(2) 業務委託候補者の特定

選考委員会が、業務委託候補者の特定を二段階審査方式で実施する。

ア 一次審査

選考委員会が、参加表明書と共に提出された会社実績等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選考する。選考結果については、一次審査終了後にメール及び郵送で通知する。この選考結果について異議は認めない。

イ 二次審査

選考委員会が、一次審査通過者に対し、技術提案書及びヒアリング等により総合的に審査し、最優秀者及び優秀者を特定する。

(ア) ヒアリング等

- ① 対象：一次審査通過者
- ② 実施日：令和2年3月5日（木）
- ③ 出席者：出席者は5名以内とし、配置予定の管理技術者と主任技術者に限る。
- ④ ヒアリング等の方法：説明及び質疑回答は、意匠主任技術者を中心に行うこと。
詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

(イ) 結果通知

選考結果については、メール及び郵送で通知する。なお、選考結果について異議は認めない。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が後日公開する実施要領に適合しなかったとき。
- (2) 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- (3) 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- (4) 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、選考委員に対する事前説明、事前連絡等公正な審査を防げる行為をしたとき。
- (7) その他不正な行為があったと認められたとき。
- (8) 上記3、4の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。

10 業務の契約

契約は、契約規則に基づき行う。

11 結果の公表

横須賀市のホームページに審査結果並びに最優秀者及び優秀者の名称を公表する。

12 留意事項

- (1) 参加に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、横須賀市は、参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選考作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、横須賀市情報公開条例（平成13年条例第4号）に基づき公開する場合がある。
- (4) 横須賀市は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。

- (5) 横須賀市が提供する資料は、参加に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、参加に当たって知り得た情報を横須賀市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (6) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ横須賀市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (8) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。
- (9) 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。ただし、横須賀市が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断したときは、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。
- (10) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (11) 本業務を受託した者（協力事務所を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者について、本件にかかる実施設計及び工事業務への参加を制限しない。
- ※資本関係とは、①親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。
- ※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合及び③横須賀市入札参加資格者名簿において、一方の会社の契約締結権者が、他方の会社の契約締結権者を現に兼ねている場合をいう。
- (12) 受注者は、発注者が別途、病院建設・開院に係る業務委託を行った場合は、コンサルティング会社等との協議、協力の上、業務を行うこと。
- (13) 本業務を受託した者に対し、別途、実施設計段階における基本設計業務の意思伝達業務を発注する場合がある。

横須賀市健康部	地域医療推進課
住 所	〒238-0046 横須賀市西逸見町1-38-11 ウェルシティ市民プラザ3階
電話番号	046-822-4347
F A X	046-822-4363
メールアドレス	byoin-kensetsu@city.yokosuka.kanagawa.jp